



# 肥料価格高騰対策(春肥)のご案内

化学肥料の低減に向けて取り組む農業者を支援するため、取組実施者として農業者からの申込みを取りまとめの上、申請をお願いします。



## 支援の対象となる肥料

令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料であり、令和5年の春肥として使用する肥料が対象です。

※購入時期が期間内でも、春肥として使用しないものは対象外です。

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その9割(国7割+県2割)を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[ \begin{array}{l} \text{春肥} 1.4 \\ 0.9 \end{array} \right]} \right) \times 0.9$$

## 農業者からの申込み

農業者には、肥料を購入した店舗(農協、肥料販売店、ホームセンター等)にそれぞれ申し込むようお願いしています。

肥料購入先	申込先
農協で購入した肥料分	農協
販売店で購入した肥料分	肥料販売店
ホームセンターで購入した肥料分	ホームセンター
農協・肥料販売店・ホームセンターなど複数の店舗で肥料を購入した場合	農協・肥料販売店・ホームセンターなどそれぞれの店舗で購入した肥料分を申し込む。

基本的には肥料を販売した店舗で対応をお願いします。

なお、農業者5名に満たない場合などは、農業者に市町村農業再生協議会等にご相談するようお願いいたします。

## 申請に必要なもの

5戸以上の農業者をまとめて申請してください。

### 【国事業用】

①,②,③は原則電子データ(メール)と紙ベースにて御提出ください。

- ① 承認申請書(様式第1号)
  - ② 様式第1号の別添
  - ③ 参加農業者名簿(参考様式第1-2号)
  - ④ 化学肥料低減計画書(参考様式第2号)
  - ⑤ 支援金(所要額)の算出根拠となる書類
- 注文票(肥料費の価格が適用された時期がわかるもの)
  - 領収書又は請求書等(肥料の種類、数量、購入費がわかるもの)

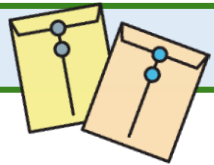
### 【県事業用】

- ※⑥ 承認申請書(県・様式第1号)
  - ※⑦ 様式第1号の別添
  - ※⑧ 参加農業者名簿  
(県支援予定額を記入したもの)
- ※原則、国事業の採択通知書が届いたら提出

## 申請期限等

令和5年春肥

令和5年7月20日(木)までに農業事務所に提出  
支援金は令和5年8月末頃から順次交付します。



## 実績報告等に係る書類提出

### 中間報告【令和5年12月末】

- ① 取組中間報告書(様式第6号)

### 実績報告【令和6年3月末予定】

- ① 取組実績報告書(様式第4号)
- ② 様式第1号の別添 ※「取組実績報告書」としたものの
- ③ 参加農業者名簿(参考様式第1-2号)
- ④ 化学肥料低減計画書(参考様式第2号)※変更があったもののみ
- ⑤ 支援金(所要額)の算定根拠となる書類 ※変更があったもののみ

### 実施状況報告【令和6年7月末】

- ① 取組実施状況報告書(様式第5号)
- ② 様式第5号の別添
- ③ 参加農業者名簿(参考様式第5-2号)
- ④ 化学肥料低減実施報告書(参考様式第6号)

## 留意事項

- 取組実施者から参加農業者への支援金の振込手数料や手続きに係る事務費は補助対象外です。振込手数料等については参加農業者と調整してください。
- 以下の書類を作成又は収集の上、5年間保管してください。
  - 農業者から提出された化学肥料低減に取り組んだことがわかる書類(土壌診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)
  - 補助金の交付額算定の根拠となる書類(発注書(予約注文書を含む。)、購入明細書、振込明細書、請求書、納品書、領収書等)
- 令和6年度以降、化学肥料低減の取組の書類や現地の確認に伺う場合がありますので、よろしくお願いいたします。

## 申請先

所管する農業事務所に提出してください。

申請先名称	所在地	電話番号
千葉農業事務所 企画振興課	千葉市緑区大金沢町473-2	043-300-1985
東葛飾農業事務所 企画振興課	柏市高田990-1	04-7143-4121
印旛農業事務所 企画振興課	佐倉市鐺木仲田町8-1	043-483-1129
香取農業事務所 企画振興課	香取市佐原イ92-11	0478-52-9192
海匠農業事務所 企画振興課	旭市二1997-1	0479-62-0156
山武農業事務所 企画振興課	東金市東新宿17-6	0475-54-1122
長生農業事務所 企画振興課	茂原市茂原1102-1	0475-22-1751
夷隅農業事務所 企画振興課	夷隅郡大多喜町猿稻14	0470-82-4956
安房農業事務所 企画振興課	館山市北条402-1	0470-22-7131
君津農業事務所 企画振興課	木更津市貝淵3-13-34	0438-25-0107

## 問合せ先

千葉県農業再生協議会(事務局:千葉県農林水産部)

安全農業推進課 TEL 043-223-2888 E-mail shokubo@mz.pref.chiba.lg.jp

生産振興課 TEL 043-223-2882 E-mail qa-engei@mz.pref.chiba.lg.jp

最新の情報は県のホームページで確認してください。

肥料高騰対策 千葉県

検索

(令和5年4月30日現在)